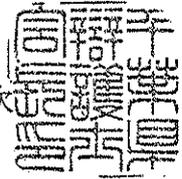


平成23年11月25日

内閣府特命担当大臣（行政刷新担当） 蓮舫 殿

千葉県弁護士会

会長 木村 龍 次



## 国民生活センターの在り方について消費者庁への一元化以外の 方策の検討を求める意見書

### 第1 意見の趣旨

行政刷新会議において独立行政法人国民生活センターの在り方の見直しを検討するにあたっては、同センターの各機能を消費者庁に一元化することによる弊害が著しいことを十分認識したうえ、一元化以外の方策について、消費者行政全体の機能強化の観点から検討することを求める。

### 第2 意見の理由

- 1 国民生活センターの在り方については、細野豪志前内閣府特命担当大臣（消費者担当）が、本年8月26日、「国民生活センターの在り方の見直しについて」と題する文書において表明したとおり、「第三者を含めた検証の機会も設けた上で」「政府の独立行政法人改革の動きを視野に入れて」検討することとなっている。

この前大臣の判断は、消費者庁が進めてきた「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」の結論に対する消費者団体・弁護士会からの強い反対や消費者委員会の意見、参議院消費者問題特別委員会での国会審議などを踏まえて、国民生活センターの各機能の一元化を事実上白紙撤回し、より広い見地からの検討を行うとしたものである。

- 2 これに対し、本年10月14日に発表された、行政刷新会議第1ワーキンググループの中間報告では、「一元化に係る試行や第三者を含めた検証を行

った上で、政務レベルでの判断を行って行くとの方向性を確認」としながらも、「一元化した場合、消費者行政が効率化・強化される姿となることを確認」とされており、第三者機関による検証結果が十分に得られていない段階にもかかわらず、事実上一元化を推進するかのような報告がなされている。

しかしながら、細野前大臣の上記文書の趣旨は、あくまで一元化を白紙撤回した上で第三者を含めて検討する、というものであり、これを受けて設置された第三者機関である「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」においても、「各機能の消費者庁への一元化及び一元化以外の選択肢に関する論点」が検証対象とされているのである。

そもそも国民生活センターの各機能の消費者庁への一元化は、相談あつせん業務の硬直化や情報発信の遅れ等、国民生活センターが有していた地方消費者行政支援のための各機能を大幅に後退させるものであり、地方消費者行政を中心とした消費者行政全体の機能の弱体化につながることは目に見えている。

国家財政が厳しい中で行政の無駄を省く行政刷新会議の役割が大きいことは十分認識しているが、さりとて刷新の名の下に消費者の安心安全にとって不可欠な組織・機能までも弱体化させることは断じて許されない。

したがって国民生活センターの在り方については、今後、独立行政法人に代わる新しい法人として存続させる案や消費者委員会に所轄させる案等、一元化以外の方策を中心に検討を進める必要がある。

- 3 よって、国民生活センターの在り方の見直しを検討するにあたっては、同センターの各機能を消費者庁に一元化することの弊害が著しいことを十分認識したうえ、一元化以外の方策について、消費者行政全体の機能強化の観点から検討すべきである。

以上